

令和８年度鳥取県会計年度任用職員（国際交流員）募集案内

1 目 的

鳥取県の国際交流関係業務の企画・立案、翻訳・通訳業務に携わり、本県の国際交流の推進を図るとともに、地域住民との交流を通じて地域の国際化に資するため、国際交流員を募集します。

2 募集職種、担当地域・言語、勤務地、採用人数、職務内容等

（１）募集職種

会計年度任用職員（国際交流員）

（２）担当地域・言語、勤務地、主な職務内容、採用人数

区分	担当地域 (言語)	勤務地	主な職務内容	採用人数
A	中国 (中国語 普通話 簡体字)	輝く鳥取創造本部 観光交流局交流推進課 (鳥取市東町一丁目２２０番地)	(１) 県の国際交流関係事務の補助（企画立案、通訳、翻訳等） (２) 地方公共団体職員、地域住民に対する語学指導への協力 (３) 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画 (４) 県民の異文化理解のための交流活動等への協力 等	１名
B		輝く鳥取創造本部 観光交流局国際観光課 (鳥取市東町一丁目２２０番地)	※国際観光課（区分 B）においては、航空会社・旅行会社等との交渉も含む。	１名

3 採用予定時期

令和８年４月１日

4 任用期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日（予定）

※国際交流員としての能力や勤務成績等が優秀と認められる場合、任用期間の更新（年度更新）を行う場合があります。

※４回（最長５年間）まで

5 勤務条件

（１）給 与

・月額３３５，０００円（初年度）

※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。

（２）勤務条件

・勤務時間 月曜日～金曜日 ８：３０～１６：３０（休憩時間１２：００～１３：００）
※週３５時間勤務

・休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

・休 暇 年次有給休暇、特別休暇等（夏季休暇等）

※その他勤務条件の詳細については、鳥取県国際交流員任用要領に定めるところによります。

(3) 福利厚生

- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
- ・条例に基づく公務災害補償制度があります。

6 受験資格

①年齢、性別、国籍不問

なお、日本国籍を有しない人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者は除く）は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2に定める在留資格をもって在留することに同意すること。

②知事等の外国賓客との面談や国際会議・レセプション等での通訳、鳥取県の観光や特産品の商談会等でのプレゼンテーションや通訳、航空会社・旅行会社等との交渉に関する通訳、外国語刊行物等の編集・翻訳・監修等を行うために必要な中国語及び日本語の能力を有すること。

なお、中国語能力については、中国語を母国語とする者又はそれと同等の能力を有すること。

また、日本語能力については、日本語能力試験N1（公益財団法人日本国際教育支援協会主催）合格者又はこれに相当する日本語能力を有すること。

③選考試験を実施するにあたり、ビザの取得が必要ない者。

④大卒又は大卒程度の学力を有する者。

⑤マイクロソフトのワード、エクセル、パワーポイントを利用できる者。

⑥地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

ア) 地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

イ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ) 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 募集期間

令和7年11月17日（月）～令和7年12月15日（月）

○ 郵送、持参又は電子申請により提出してください（電子申請の場合、書類はPDF形式で提出してください。）。

※ 郵送又は電子申請による場合は**令和7年12月15日（月）午後5時15分必着**とします。

※ 持参による場合の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分です。

※ 上記はすべて日本時間です。

○ 郵送の場合は、封筒の表に「国際交流員採用試験受験申込書類在中」と朱書きしてください。

○ 一度提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

8 提出書類

① 受験申込書

② 履 歴 書（必要事項を記入し、写真を貼付）

③ 写 真（縦40mm×横30mm）

写真合計2枚

④ 大学卒業証明書又は大卒程度の学力を有することを証明する書類（コピー可）

※採用試験時に持参も可

⑤ 日本語と外国語による自己PR文（国際交流業務への思いについて、国際交流業務に関する活動実績等を含め日本語で800字程度のものを作成し、併せて外国語に翻訳）

⑥ 受験票返信用封筒（定形封筒の表に受験票の送付先を明記するとともに、「受験票在中」と朱書きしたもの）（電子申請で提出した際は不要）

⑦ 母語と異なる言語の能力レベルを証する書類がある場合はコピーを提出すること

※ 書類が外国語で作成されている場合には、すべてに日本語訳を添付してください。

- ※ 記載事項に虚偽などの不正がある場合は受験が無効となります。また、記載事項に不備があった場合には、書類を受付できないことがありますので、ご注意ください。
- ※ この他、選考のために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

9 選考試験

(1) 書類選考

履歴書及び自己PR文の記載内容を審査・点数化し、書類選考合格者を決定し、すべての応募者にメール等で書類選考結果を12月22日(月)までに発送します。併せて書類選考合格者には試験案内を同封します。

(2) 試験

- ①試験日 令和8年1月25日(日)
- ・試験開始(人物試験) 9:00～ ※順次実施
- ②試験会場
- ・鳥取県庁第二庁舎第20会議室 ほか(鳥取市東町一丁目271)

(3) 試験内容

科目	配点	内 容
書類選考	—	日本語と外国語による自己PR文(国際交流業務への思いについて、国際交流業務に関する活動実績等を含め日本語で800字程度のものを作成し、併せて外国語に翻訳)を受験申込手続きのときに提出のこと
人物試験	200点	人物や語学力についての個別面接・通訳試験(15分)

※ 試験の結果については、令和8年1月30日(金)に受験者全員へ通知します。

(4) 合格者の決定方法

人物試験の得点の合計が高い順に決定します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕を持参してください。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点(受験者のみ)	合格発表日(令和8年1月30日(金))から1週間	鳥取県 輝く鳥取創造本部 観光交流局 交流推進課 (鳥取県庁本庁舎6階)

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、案内のあった試験開始時刻の10分前までに受付をしてください(遅刻者は受験できません。)
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具、メモ用紙(通訳試験用)を必ず持参してください。
- (3) この試験に要する経費は受験者負担となります。

12 その他

(1) 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考及び採用手続き以外には利用しません。

(2) 受験申込み・問合せ先

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

電話 0857-26-7079 [受付時間 平日8:30～17:15]

ファクシミリ 0857-26-2164

電子メール kouryusuishin@pref.tottori.lg.jp

電子申請URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18781

QRコード

